

電子書籍の時代に対応するあらたな出版契約に向けて

平成 26 年 3 月 14 日

公益社団法人 日本文藝家協会

理事長 篠 弘

日本は世界有数の出版大国です。古くから形成された独特の出版慣行と出版物流通のシステムが日本の出版文化を支えてきました。その過程で、出版者（社）と著作者（作家）の間には強い信頼関係が育まれ、それが日本の出版文化、文芸文化の安定を保証し、また発展の推進力ともなってきました。

しかしながら、そのような信頼関係の反作用として、著作出版に先立ち書面上で緻密な「契約」を交わす慣行は必ずしも定着してきませんでした。必要を感じなかったというのが本当のところです。その結果、出版者と出版契約書を交わすことに不慣れ、かつ契約書そのものに対し抵抗を感じる作家が多いことも事実で、そのことが今日、著作権の保護に大きな問題を生じさせる原因ともなっています。

昨今、さまざまな種類の端末の出現とともに電子書籍が普及しつつありますが、同時に、紙の本の版面を画像化した著作権侵犯のファイルがネット上に流出しています。このような事態が頻繁に生起するにおよんで、電子出版物のみならず、従来の紙の出版物に関しても出版契約の重要性があらためて認識されるとともに、作品の二次利用や違法流出を防ぐために、契約書上での出版者と作者の細則締結の必要性が痛感されます。

電子書籍出版はいまだ発展途上にあり、したがって今後どのようなかたちで違法流出が起こるか、まったく予断を許しません。このような流動的な状況下で、具体的にどのような契約を結べばよいかを考究することはきわめて重要であると考えられますが、そこにはいくつかの大きな課題が残されていることも事実です。

現在、著作権法改正の検討が進められていますが、それに先んじて、著作者と出版者間の信頼関係に基づき、あらたな契約方法と契約書のありかたを提示することが急務であると文藝家協会は考えました。日本の出版文化、文芸文化を擁護し発展させるために、未来を見据えたビジョンを、文芸出版に携わる出版者と著作者が共有するための話し合いと具体的な作業を進めることを提案します。

以上、日本の出版文化・文芸文化の将来的展望のために努力を惜しまない旨、ここに公益社団法人日本文藝家協会は声明します。

公益社団法人日本文藝家協会

〒102-8559 東京都千代田区紀尾井町 3-23 文藝春秋ビル新館 5F

TEL03-3265-9657 FAX03-5213-5672

Mail = bungeika@dd.iij4u.or.jp

HP = <http://www.bungeika.or.jp/>